

承第1号

専決処分の報告及び承認について

三島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成25年6月11日提出

三島市長 豊岡 武士

三島市専第1号

専 決 処 分 書

三島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三島市国民健康保険税条例（昭和34年三島市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「の属する月以後5年を経過するまでの間に限り、同日」を削り、「属する世帯」の次に「であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの」を、「において同じ。）」の次に「及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号及び第22条において同じ。）」を加え、同条に次の1号を加える。

(3) 特定継続世帯 12,600円

第22条第1号イ(ア)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号イに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 8,820円

第22条第2号イ(ア)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号イに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 6,300円

第22条第3号イ(ア)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号イに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 2,520円

附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正後の三島市国民健康保険税条例の規定は、平成25年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成25年3月30日

三島市長 豊岡 武士